

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和2年3月26日(2020.3.26)

【公開番号】特開2018-165801(P2018-165801A)

【公開日】平成30年10月25日(2018.10.25)

【年通号数】公開・登録公報2018-041

【出願番号】特願2017-63635(P2017-63635)

【国際特許分類】

G 03 B 21/16 (2006.01)

G 03 B 21/00 (2006.01)

H 05 K 7/20 (2006.01)

【F I】

G 03 B 21/16

G 03 B 21/00 D

H 05 K 7/20 H

【手続補正書】

【提出日】令和2年2月10日(2020.2.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

投射面に画像を投射するプロジェクターであって、

水平方向に対して上側または下側に傾いた方向に画像を投射する投射部と、

筐体と、

前記筐体に形成された開口に設けられ、前記開口を通して排出または吸入される空気の進行方向を規制する規制部と、を備え、

前記開口は、前記筐体において、前記画像の投射方向に向かって左側および右側の少なくとも一方の側面に形成され、

前記規制部は、前記筐体の内側と外側とを結ぶ流路を形成し、

前記流路は、前記内側から前記外側に向かうにつれて、前記画像の投射方向とは上下反対の方向に近づくとともに、前記投射面に近づくような傾きを有すること、

を特徴とするプロジェクター。

【請求項2】

前記規制部は、前記流路の延長方向に沿って延びる板状の規制体を複数有することを特徴とする請求項1記載のプロジェクター。

【請求項3】

前記筐体の内側における前記規制体の厚みと、外側における前記規制体の厚みとが異なることを特徴とする請求項2記載のプロジェクター。

【請求項4】

前記規制部は、筒状の前記流路が複数配列された中空体である規制体を有することを特徴とする請求項1記載のプロジェクター。

【請求項5】

前記規制体は前記開口を覆うように配設され、各々の前記流路が前記規制体の一面側と他面側とに開口し、前記規制体の一面側における開口率が他面側における開口率と異なることを特徴とする請求項4記載のプロジェクター。

【請求項 6】

前記規制体は、前記規制体の一面側において開口し、他面側において閉塞された閉塞部を有することを特徴とする請求項 5 記載のプロジェクター。

【請求項 7】

前記規制体は、断面 6 角形の前記流路が複数配列されたハニカム構造を有することを特徴とする請求項 4 から 6 のいずれか 1 項に記載のプロジェクター。

【請求項 8】

前記規制体は、不透明または遮光性を有する面を有すること、を特徴とする請求項 2 から 7 のいずれか 1 項に記載のプロジェクター。

【請求項 9】

前記規制部は、前記筐体に取り付けられる枠を有し、前記規制体が前記枠に固定されることを特徴とする請求項 2 から 8 のいずれか 1 項に記載のプロジェクター。

【請求項 10】

前記規制部は、前記開口が形成された前記筐体の側面に一体に形成される前記規制体を有することを特徴とする請求項 2 から 8 のいずれか 1 項に記載のプロジェクター。

【請求項 11】

前記筐体内の空気を前記開口から排出する排気装置を有することを特徴とする請求項 1 から 10 のいずれか 1 項に記載のプロジェクター。

【請求項 12】

投射面に画像を投射するプロジェクターにおいて、前記プロジェクターの筐体に形成された開口に取り付けられる開口用パネルであって、

前記画像の投射方向は、水平方向に対して上側または下側に傾いた方向であって、

前記開口は、前記筐体において、前記画像の投射方向に向かって右側および左側の少なくとも一方の側面に形成され、

前記開口用パネルが前記開口に取り付けられた状態において、前記開口用パネルは、前記筐体の内側と外側とを結ぶ流路を形成し、

前記流路は、前記内側から外側に向かうにつれて、前記画像の投射方向とは上下反対の方向に近づくとともに、前記投射面に近づくような傾きを有すること、

を特徴とする開口用パネル。